

1 2 回
令和 2 年第 総 会
1 2 月

白井市農業委員会会議録

令和 2 年 1 2 月 8 日 開会

令和 2 年 1 2 月 8 日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和2年12月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和2年度第8次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

1月の事前審査会、総会の日程について

・申請受付締め切り 12月17日木曜日

・事前審査会(案) 12月25日金曜日

第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2

・総会(案) 1月7日木曜日

午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室1・2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、年末のお忙しい中、令和2年12月定例総会に御出席いただきまして、大変御苦労さまでございます。

今年も、あと3週間ちょっとで終わろうとしております。

これから毎日寒い日が続くと思いますが、委員の皆様におかれましては、風邪等ひかないよう健康には十分気をつけていただきまして、農作業等頑張ってくださいと思います。

今年はコロナウイルスの関係で、いろいろな行事が延期や中止になりましたけれども、来年は良いワクチンが早くできまして、普通の生活ができるように願うところでございます。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席

委員が過半数に達したため、これより令和2年12月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番、芦田恵子委員、5番、山崎正司委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、1番から御説明をいたします。

1番、神々廻字西辺田の2筆で、1筆は地目、現況ともに畑で、もう1筆は、地目は田、現況は畑となっております。

地積については、2筆の合計で112平方メートルとなっております。

権利者は記載のとおりでございます。

経営面積は132アールとなっております。

続いて、義務者、こちらも記載のとおりでございます。

事由につきましては、売買による所有権移転となっております。

続いて、2番、復字油免の3筆と番免の1筆となっております。

油免の3筆については、地目、現況ともに田で、番免の1筆については、地目は田、現況は畑となっております。

地積の合計でございますが、2,048平方メートルとなっております。

権利者は記載のとおりで、経営面積は143アールとなっております。

義務者についても、記載のとおりでございます。事由については、贈与による所有権移転となっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班班長、今井です。

議案第1号1番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、代理人として、権利者のお父様と義務者の弟さんが出席されました。

申請地は、市役所から北東に約1.5キロメートルに位置しております。

また、権利者の自宅と市道の間にあります。

申請地の現状についてですが、草もなく、きれいな状態でした。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、耕運機2台、スプレイヤー1台、トラクター1台、大型の草刈り機1台、トラック1台で、農機具はそろっております。

労働力は世帯員が3人で、3人とも農業に従事しています。

年間従事日数は、それぞれ150日、70日です。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、2番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は2番です。

当日は、権利者本人と義務者本人が出席されました。

2人は親子で、来年から息子さんに経営移譲をするそうです。

申請地は、市役所から南東に約1キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに草刈りがされていました。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラック1台、トラクター3台、スプレイヤー2台、選果機1台で、農機具はそろっています。

労働力は、両親、権利者夫婦、妹さんの5人です。

年間従事日数は、本人250日、ほかに200日、150日、60日です。

本人は農業に従事してまだ3年ですが、経験豊富な両親と一緒にですので、技術的にも問題はないと思われます。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しております。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないた

め、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の齊藤和博委員、お願いします。

齊藤和博委員 推進委員の齊藤です。

1番の案件ですけれども、義務者においては東京都に住んでいる、相続で頂いたということで、実質、実家のほうで草刈り等をやっている状況です。

それで、権利者は今度、隣、母屋の横なのですけれども、そこで野菜を栽培したいということで、現在作っていないので、そこを売買で購入して、野菜を栽培したいということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番について、最適化推進委員の秋本善久委員お願いします。

秋本善久委員 白井・復地区担当の推進委員、秋本です。

権利者の〇〇さんから話を伺いました。

当該地につきましては、来年、令和3年から梨の苗木を栽培したいとのことです。

梨の栽培については、大変意欲がありまして、梨の種類を少し増やしたいということも述べておりました。

ただ、この当該地が、周りが余り農家の方がいないみたいなので、苗木については大丈夫でしょうが、その先はということで少し聞きましたところ、その辺については、父親と相談しながら考えていきたいということを述べておりましたが、大変農業については意欲ありまして、問題ないというふうに考えます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

押田委員。

押田勝巳委員 押田ですけれども、1番の〇〇さんの件なのですけれども、〇〇さんと〇さんは親子みたいですが、住所は全然違うのですよね。

それは何で、どういう、アパート暮らしとか。

齊藤和博委員 推進委員の齊藤です。

ほかのところに住んでいて、こちらに来て農業を手伝っているという状況です。

先行きは会社員を辞めるかどうかは、まだはっきりしないらしいのですけれども。

押田勝巳委員　そうすると、今は世帯は別ですか。

齊藤和博委員　そうですね、世帯は別です。
こっちへ通ってきている。

笠井会長　よろしいですか。
ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長　賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

2番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長　賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局　事務局の岡田です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年12月8日提出。
白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番につきましては、清戸字花堀込の2筆となっております。

地目、現況ともに畑となっておりまして、地積の合計は3,824平方メートルです。

権利者及び義務者は記載のとおりで、申請事由につきましては、車両置場への転用を伴う所有権移転となっております。

続いて、2番、3番については、1番の土地と隣接している土地でございまして、地目、現況ともに畑となっております。

地積については、2番が1,008平方メートルで、3番については、2筆の合計で598平方メートルです。

権利者及び義務者は記載のとおりで、申請事由につきましては、1番と同様で、車

両置場への転用を伴う所有権移転となっております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班班長、今井です。

議案第2号1番、2番、3番について、一括して5条申請に係る調査報告を行います。

資料は3から5番です。

当日の出席者は、権利者本人と代理人の方3名が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約3キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、近くにゴルフ場や福祉センター等がある農地でありますので、第二種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在インターネットオークションで落札した車の販売をしていますが、既存の車両置場だけでは手狭なため、当該申請地を新たな車両置場として利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は車両置場ということですが、車両積込みスペース、陸送車待機スペースを含め、原野と合わせて5,509平方メートルであり、事業計画との関係において面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

周辺農地への支障ですが、隣接耕作地への通路の確保、日照、安全面への配慮をするということで了承を得ております。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の高宮正明委員、お願いします。

高宮正明委員 推進委員の高宮です。

この件に対して、最初から会社が十余一地区で〇〇〇〇という会社で、今現在やっている状況です。

それで、車の置き場に面積が足りないということで、この3件の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの面積で、57アール辺りが1カ所にまとまっておりまして、そこがいい

なということで、現状がとても適しているということで。

あとは、車の置き場で3メートルのガードレールを周りに囲んでやるということで、自分も畑を隣でやっていまして、日陰にはなりますけれども、3件のためなら多少のことは目をつぶるという感じで、こういう結果を出して。

それで、周りのもう一人、〇〇さんの畑がありまして、そこは囲いをやられると行かない状態で、これをどうするのだと会社のほうに聞きましたら、一番角を2メートル分を、トラクターが行かれる範囲で、そこは大丈夫ですということを確認しました。

それで、ある程度は、あとは畑には迷惑するけれども、道路とかそういうあれで、中に図面はありますけれども、新しくできた図面のほうですけれども、追加資料の3、4、5の図面ですけれども、このフェンスであれば、道路から入っても大型車とか普通車置けますけれども、今は問題はないと自分は。

それで、中に10メートルの砂利を敷いてやるということで、道路、交通が多くなると、危ない面もありますけれども、周りで皆様のあれで納得して、こういうあれになりましたけれども。

まず、皆様の周りの意見で大体いいということで確認を得て、今日ここに来ました。

あとは、皆様の意見でお願いしたいということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

笠井会長 伊藤 治委員。

伊藤 治委員 農業委員の伊藤です。

最初に申請された3の2のページですね。

追加資料では1ページ目になりますけれども、458-1と458の一部と変更されているのですが、こちらで面積のほうが増少しているのですけれども、こちらの下土地代金のほうですが、こちらは変わりはありませんが、このままで、減少した分は、また、この面積に応じて少なくなるという認識でよろしいのでしょうか。

それとも、このまま取引されるということでしょうか。

笠井会長 事務局。

事務局 そのまま変わらず行きたいということです。

伊藤 治委員 そうですか、分かりました。

ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

ありませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、3番、関連がありますので一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和2年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第3号 令和2年度第8次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和2年度第8次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和2年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページにつきましては、市長から農業委員会宛ての協議文となっております。

では、5ページを御覧いただきたいと思います。

まず、1番でございます。

利用権を設定する農用地については、平塚字遠久保地の8筆となっており、地目は畑です。

利用権設定面積は、8筆の合計で2,652平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は畑です。

期間については5年、賃料及び支払方法は記載のとおりです。

利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、経営面積については記載のとおりで、継続となっております。

2番です。

利用権を設定する農用地については、名内字向山の3筆で、地目は畑です。

利用権設定面積は、3筆の合計で1,304平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は普通畑。

期間は5年、賃料及び支払方法については記載のとおりです。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者、経営面積は記載のとおりで、継続となっております。

3番。

利用権を設定する農用地については、名内字向山の1筆で、地目は畑です。

利用権設定面積は1,024平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は樹園地。

期間は5年、賃料及び支払方法は記載のとおりです。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者、経営面積は記載のとおりで、こちらにも継続となっております。

4番。

利用権を設定する農用地については、神々廻字西原の1筆で、地目は畑です。

利用権設定面積は3,230平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は普通畑。

期間は3年、賃料及び支払方法は記載のとおりとなっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者、経営面積は記載のとおりで、継続となっております。

5番。

利用権を設定する農用地についてですが、根字下郷谷の1筆で、地目は畑です。

利用権設定面積は1,315平方メートルです。

設定する利用権は使用貸借権で、内容は畑作。

期間は3年となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者、経営面積は記載のとおりで、継続となっております。

議案第3号については以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和2年度第8次農用地利用集積計画の決定について一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和2年度第8次農用地利用集積計画の決定について、承認すること

に可決します。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和2年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

まず、資料1番です。

根字笹塚の1筆で、地目は山林、現況は畑となっております。

地積は3,059平方メートルです。

買取申出者は記載のとおりで、事由につきましては、生産緑地解除申請のためとなっております。

それから、資料のページ番号が前後してしまいましたが、8ページについては、市長からの依頼文になっておりまして、7ページが、会長から農業委員及び最適化推進委員宛ての通知文となっております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

生産緑地の取得のあっせんについては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認いたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和2年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、10ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが専決処分書の内容になっております。

今回は、農地法第3条の3第1項の規定による届出の3件のみとなっております。

それでは、次に表紙に戻っていただきたいと思います。

まず、4の(2)のところを御覧ください。

その他のところになりますけれども、1月の事前審査会、総会の日程についてでございます。

申請受付締切りは、12月17日木曜日。

事前審査会、こちらが12月25日金曜日。

担当につきましては、第1班で、時間は午前9時から、こちらの災害対策室が会場となっております。

総会については、来年の1月7日木曜日、午後4時から、こちらの会場で総会を開催いたします。

事務局からは以上です。

事務局 本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人